

指定居宅介護支援事業所

谷山介護支援センター 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています
(宮城県指定0472200013号)

当事業所は、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。施設の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

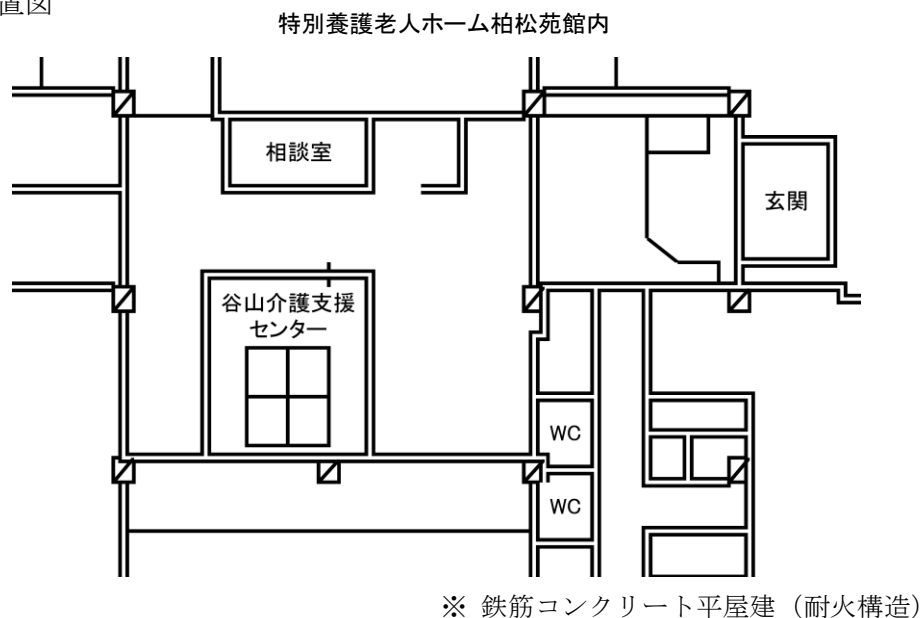
1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人柏松会
- (2) 所在地 宮城県柴田郡村田町大字足立字上ケ戸17番5号
- (3) 電話番号 0224-83-5753
- (4) 代表者氏名 理事長 早坂椒子
- (5) 設立年月日 昭和62年9月1日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 施設の目的 介護保険法令の趣旨に従い、可能な限り居宅における生活の継続を念頭に置き、要介護高齢者がその心身の状況や置かれている環境等に
応じて自らの選択に基づき介護保険サービスを適切に利用できるよう
居宅サービス計画を作成するとともに、保健医療及び福祉サービスが
総合的かつ効率的に提供されるよう連絡調整その他の便宜の提供を行
うことを目的とする。
- (3) 施設の方針 クレド・信条、ケアの方針10か条 ※6ページをご覧ください。
- (4) 所在地 宮城県柴田郡村田町大字足立字上ケ戸17番5号
- (5) 連絡先 電話 0224-83-4616 FAX 0224-83-5808
- (6) 管理者氏名 水戸倫代
- (7) 開設年月日 平成11年11月1日
- (8) 併設事業
 - ① 介護老人福祉施設 定員50名 宮城県指定0472200120号
 - ② 介護予防／短期入所生活介護 定員10名 宮城県指定0472200120号
 - ③ 介護予防／通所介護 定員30名 宮城県指定0472200195号
 - ④ 地域密着型介護老人福祉施設 定員29名 宮城県指定0492200100号
- (9) 営業日・営業時間
 - ・営業日 月曜日～土曜日（休祝日、12月29日から1月3日は休みになります）
 - ・営業時間 午前8時30分～午後5時30分（土曜日は8時30分～12時30分まで）
 - ・24時間対応 営業時間外でも担当ケアマネジャーへの電話相談ができます。ただし、
サービス内容の調整等に関するご相談は提供事業者への確認等が必要
になりますので、なるべく営業時間内にご連絡ください。

(10) 配置図



3. 居宅介護支援サービスの概要

(1) 居宅サービス計画の作成

ご契約者に直接お会いして、心身の状態や日常のご様子、ご自宅での介護状況等を確認します。その上で、ご契約者に最も適した介護サービスを選び出し、具体的な利用計画を立てていきます。居宅サービス計画作成にあたっては、ご契約者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であることを保証します。

(2) サービス実施状況の把握

契約書通りにサービスが提供されているかどうかを随時確認します。また、サービス提供事業者とこまめに連絡を取り合い、必要な調整を行います。

(3) 居宅サービス計画の変更

ご契約者の希望に応じて、計画内容を変更することができます。サービス提供事業者から計画の変更について申し出があった場合は、ご契約者にご相談します。

(4) 介護保険施設等への紹介

ご契約者の介護保険施設等への入所をご希望の場合、紹介その他の便宜の提供を行います。また、その他の社会資源についても可能な範囲で情報提供等を行います。

(5) サービス提供記録等の照会

随時、サービス提供記録や経過記録等の照会、開示を行っています。ご希望の方は担当ケアマネジャーまでお申し付けください。

4. 職員の配置状況

(1) 職員の配置状況

職 種	常 勤	指定基準	保有資格
① 管理者 主任介護支援専門員	1人	利用者35人 以下に対し 1以上	主任介護支援専門員、介護福祉士
② 介護支援専門員	3人		介護支援専門員、介護福祉士、 福祉住環境コーディネーター等

(2) 職務内容

① 管理者

職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。

② 主任介護支援専門員・介護支援専門員

居宅サービス計画の作成、モニタリング等の介護支援業務等を行います。

(3) 主な職種の勤務体制

職 種	勤務体制			備 考
① 管理者 主任介護支援専門員	平日	日勤	8:30～17:30	
② 介護支援専門員				

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

居宅介護支援サービスでは、通常ご契約者の自己負担金はありません（10割給付です）。ただし、ご契約者の都合により事業者が保険者からのサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、いったんご契約者に当該給付費分をお支払いいただき、後日保険者から償還を受けていただくようになります（償還払い）。

(1) 指定居宅介護支援の介護給付費単位数

* 居宅介護支援費（Ⅰ）		
・ 要介護1・2	1,086 単位	1 か月につき
・ 要介護3・4・5	1,441 単位	1 か月につき
* 体制加算の種類		
・ 特定事業所加算（Ⅱ）	421 単位	1 か月につき
* 実施または該当する場合の加算の種類		
・ 初回加算	300 単位	1 か月につき
・ 退院・退所加算	450-600 単位	1 回につき
・ 通院時情報連携加算	50 単位	1 回につき
・ 入院時情報連携加算（Ⅰ）	250 単位	1 か月につき
・ 入院時情報連携加算（Ⅱ）	200 単位	1 か月につき
・ 緊急時居宅カンファレンス加算	200 単位	1 か月につき
・ ターミナルケアマネジメント加算	400 単位	1 か月につき

(2) その他の費用（複写物の交付）

書類等の複写物をご契約者に交付した場合は、複写費用として1枚につき10円をお支払いください。

6. 事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、村田町、大河原町、柴田町、蔵王町、川崎町、角田市、白石市です。

7. 事故発生時の対応

居宅介護支援の提供中に事故が発生した場合は、ご契約者の生命・身体 の安全確保を最優先に対応するとともに、速やかにご家族、保険者に連絡し、必要な措置を講じます。

8. 虐待防止のための取り組み

当事業所は、ご契約者に対する虐待の防止と個々人の尊厳の保持のために、担当者を定めて以下の措置を講じます。

- ① 虐待防止のための指針の作成、更新
- ② 職員の人権意識の向上のための定期的な研修の実施
- ③ 虐待防止のための対策等を検討する委員会の設置
- ④ 利用者及びご家族からの苦情相談体制の整備

9. 守秘義務・個人情報保護

(1) 守秘義務

当事業所では、サービスを提供する上で知り得たご契約者に関する情報を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は契約終了後も継続します。

(2) 情報提供の同意

ご契約者やご家族に関する個人情報を医療機関等に提供することについて、あらかじめ利用者またはご家族の同意を確認します。

(3) 関係機関への情報提供

ご契約者の健康管理や適切なサービス利用等を目的として、医療機関や居宅介護支援事業者、地方公共団体等にご契約者やご家族に関する個人情報を提供する場合があります。

ご契約者が病院または診療所等に入院する必要がある場合には、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援するため、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院または診療所にお知らせいただきますようご協力お願いします。

(4) 個人情報保護

当事業所では「柏松会個人情報保護規程」（プライバシーポリシー）を策定し、ご契約者やご家族に関する個人情報が外部に漏洩することのないよう厳重な情報管理を行っています。そのためご契約者や身元引受人以外の方には（たとえご親戚や友人知人などであっても）原則的にご契約者の個人情報に関する問い合わせには応じることができませんので、ご理解のほどお願い致します。

10. 災害対策、業務継続に向けた取り組み

当事業所では、非常災害やその他の緊急事態の備えとして、必要な防災設備等の自主的な点検を行うとともに、地域の関係機関との連携強化に努め、消防計画等に基づいて年2回以上の防災訓練を行います。

また、感染症のまん延や大規模災害が発生した場合でも必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を整備するために、業務継続に向けた計画（BCP）等を策定し、定期的な研修及び訓練（シミュレーション）を行います。

11. ハラスメント防止のための取り組み

当事業所では、適切な介護サービスの提供を確保する観点から、職場内において職

員に対するハラスメント（パワーハラスメント、カスタマーハラスメント等）の防止のために必要な措置を講じます。

12. 苦情相談の受付体制

当事業所における苦情やご相談は、以下の窓口で受け付けます。

(1) 苦情相談受付窓口

水戸倫代	管理者	電話番号 0224-83-4616
朝倉 香	介護支援専門員	受付時間 8:30～17:30
鈴木香代	介護支援専門員	
笠松 聡	介護支援専門員	

(2) 苦情解決責任者

水戸倫代 管理者

(3) 苦情解決第三者委員（柏松会評議員）

小畑正一	NEWS MALL(株)代表取締役社長	電話 090-3960-6780
清野澄子	NPOふくし@JMIケアマネジャー	電話 0224-52-7752
松村万里子	聖和学園短期大学教授	電話 022-376-8279（大学）

(4) 行政機関その他の苦情受付機関

介護保険サービスに関する苦情は、市町村の介護保険担当窓口や国民健康保険団体連合会で専門的に対応しています。

村田町役場（〒989-1392 宮城県柴田郡村田町大字村田字迫6）		
・健康福祉課	電話 0224-83-6402	
・地域包括支援センター	電話 0224-83-6413	受付時間 8:30～17:15
国民健康保険団体連合会	電話 022-222-7079	受付時間 8:30～17:00
運営適正化委員会 （宮城県社会福祉協議会）	電話 022-716-9674	受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00

13. 損害賠償について

当事業所において事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償致します。ただし、その損害についてご契約者に故意または過失が認められる場合には、ご契約者の心身の状況等を斟酌して相当と認められる場合にかぎり、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

14. 情報公表・サービス記録等の開示

法律に基づき事業所の運営状況等を年1回公表しています（介護サービス情報公表制度）。サービス提供記録等の照会、開示については介護支援専門員までお問い合わせください。

15. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況 1 あり 2 なし

16. お申込み・お問い合わせ

(1) お問い合わせ

利用申し込み、サービス内容等に関するお問い合わせは、直接センターまでご連絡ください。

施設の方針

クレド・信条

社会福祉法人柏松会は
利用者に最善の利益をもたらす
同時にその尊厳を支えよう
最高のパーソナルサービスを提供することを
もっとも大切な使命と
こころえています
私たちは
利用者一人ひとりの幸せをみつめ
豊かな人生への道のりを整え
生活と生命の質の向上をはかり
真に安らかな日常を実現するために努力し
なおかつ
人間の本質的な権利に基づく自由を保ち
最期まで自律の可能性をあきらめず
個々の人生物語を見届けながら
存在の意味の充足に向かって
ありとある技能 資源 連携の力を尽くして
その与えられた使命を遂行します

ケアの方針10か条

1. 個人の尊厳・QOLの向上
利用者一人ひとりの個性と歴史を尊重し、疾病や障害のいかに関わらず尊厳をもって自分らしく自立した生活を保ちつづけることができるように支援します。生活・生命・人生の質の向上に最大限の努力をします。
2. 身体拘束ゼロ・生活リハビリ
利用者の安全に細心の注意を払うと同時に、安全のために自由が拘束されることのないよう最良のサービス提供に努力します。また、生活リハビリを通して、心身機能の低下予防・維持・回復を支援します。
3. 自己決定・ターミナルケア
利用者の自律を尊重し、日常生活のあらゆる場面で利用者が自己決定できるよう支援します。人生の終焉を迎えるにあたって、その人らしい逝き方が選択できるよう家族、医療機関、関係機関との連携のもと本人が望むターミナルを迎えられるよう支援します。
4. 家族、知人友人、地域との繋がり
利用者の生活の継続性、家族・知人友人とのコミュニケーション、コミュニティにおける居場所づくりを大切に、そのつながりが途切れることがないよう最大限努力します。公私の社会資源を動員し、本人が可能なかぎり自分のライフスタイルを保ちつづけることができるように支援します。
5. 権利擁護・苦情解決・代弁
絶えず利用者及びその家族の立場を尊重し、利用者の権利を擁護し、その声を代弁して、深い信頼関係を構築することを目指します。苦情を謙虚に受け止め、迅速に解決・報告するとともに、意見・要望を積極的に取り入れてサービスの質の向上に努力します。
6. 守秘義務
利用者及び家族のプライバシー保護のため職務上知り得た個人情報の守秘義務を厳守し、個人情報の保護管

理を徹底します。その情報が、最良のサービス提供や公共の福祉のために必要な場合は、承認を得たうえで開示します。

7. 傾聴・個別ケア

潜在・顕在を問わず利用者個々の「声」を大切にします。ニーズアセスメントからモニタリングに至るケアマネジメントに基づいたケアプランを作成し、徹底した個別ケアを実践します。

8. サービス評価と情報開示

提供する福祉サービスの質の向上を目指し、定期的な内部評価のみならず公的機関の施設評価、第三者からの評価を真摯に受けとめて改善します。サービスに関する情報公開とアカウンタビリティ（説明責任）を徹底します。

9. 専門職としての責務

利用者が安心した生活が送れるよう、職員間の連携のもと、専門的知識・技術に裏づけられた質の高いサービス提供に努めます。そのため、常に専門的知識・技術の研鑽に励むとともに、豊かな感性と的確な判断力を培うよう最大限努力します。

10. 地域福祉拠点としての役割

地域福祉の拠点として地域社会におけるソーシャル・ネットワークの構築と福祉文化醸成に努めます。

（確認の署名）

私は、上記のサービスの利用契約にあたり
職員（職名 介護支援専門員 氏名 ）から
重要事項について説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

利用者氏名

家族代表者
身元引受人氏名

MEMO



社会福祉法人柏松会

谷山介護支援センター

〒989-1311 宮城県柴田郡村田町大字足立字上ヶ戸17番5号

TEL 0224-83-4616

FAX 0224-83-5808